

## 海外販路開拓のための人材活用促進事業実施要領

### (目的)

第1条 海外販路開拓のための人材活用促進事業は、新潟県内(以下「県内」という。)の事業者が第2条で定義する海外人材の活用を促進することにより、売上及び利益を拡大する取組に要する経費の一部を助成することで、県内産業の活性化及び高付加価値化を図ることを目的とし、その実施に当たっては、海外販路開拓のための人材活用促進事業費助成金交付要綱(以下「助成金交付要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この制度における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「海外人材」とは、県内事業者が社外から新規に雇用する、海外販路開拓のためのマーケティング及びマネジメント能力等を有する人材をいう。
- (2)「機構」とは、公益財団法人にいがた産業創造機構をいう。
- (3)「助成金期待額」とは、外部人材の雇用又は受入に要する経費であって助成対象経費のうち、助成金の充当を予定(期待)する金額をいう。
- (4)「売上」とは、当該年度の決算時において売上として計上されるものをいい、売掛金、未収金は含まない。

### (人材の外部性の確保)

第3条 海外人材は、海外人材を雇用しようとする当該事業者の役員の3親等以内の親族を除くものとする。

### (助成金の交付)

第4条 機構による助成金の交付決定は、事業計画の指定期間にかかわらず、1年度ごとに行うものとし、第7条第2号に規定する評価により支援を継続することが適当と判断される場合は別に通知するものとする。

- 2 継続の支援をすることの通知を受けた指定事業者は、機構に対して助成金交付要綱に定める交付申請書により申請を行うものとする。

### (支援会議)

第5条 本事業を推進するために、海外販路開拓のための人材活用促進事業支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

- 2 支援会議は、機構の理事長が招集する。

### (支援会議の委員)

第6条 支援会議は、5名以上10名以内の委員で構成する。

- 2 委員は、機構の業務に従事する者のほか、金融業務従事者、学識経験者、海外販路開

拓支援業務に従事する者等から、機構が適当と認めた者を選定し委嘱するものとする。

- 3 支援会議の委員長は、機構が前号により委嘱した審査員の中から選定し委嘱するものとする。

(支援会議の業務)

第7条 支援会議は、以下の業務を担当する。

- (1) 助成対象とするべき事業計画の指定にあたっての審査
- (2) 最終年度以前の年度（以下「中間年度」という。）終了時において、事業進捗や目標達成の状況の評価と必要なアドバイス
- (3) その他本事業を円滑に推進するために必要な事項

(スクリーニングの実施)

第8条 機構は、申請のあった事業計画に関して、支援会議による審査に先立ち、中小企業診断士等によるスクリーニングを行うものとする。

(審査及び評価)

第9条 スクリーニングを経た事業計画について、支援会議において申請事業者のプレゼンテーション及び申請書類の審査を行い、助成対象事業計画の指定の適否に係る意見を取りまとめるものとする。

- 2 理事長は、支援会議の意見を踏まえて、指定すべき助成対象事業計画を決定する。
- 3 第1項に規定する審査及び前条に規定する評価は別に定める「海外販路開拓のための人材活用促進事業計画審査基準」により行うものとする。

(売上等経営向上指標の確認)

第10条 機構は、年度中において、事業計画の進捗状況の中間報告を求めるものとし、月次試算表等の必要な書類により経営上の計画進捗状況を行うものとする。

- 2 第7条第2号に掲げる中間年度終了時の評価は、月次試算表等の経営・財務資料に基づき行うものとし、必要に応じて支援会議において委員に対するプレゼンテーションを行うものとする。
- 3 最終年度の売上等の確認は、直近月までの月次試算表に見込み金額を加算したものの実績金額とみなすこととし、見込み金額は3月までの証拠書類により確認できるものであることとする。

(助成対象事業計画指定の公表)

第11条 機構は、助成対象事業計画の指定を決定した場合において、対象事業者名、助成金期待額、海外人材を活用して実施する事業概要について公表するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。